

加工食品分野における 外装サイズ標準化ガイドライン について

2021年6月3日

加工食品分野における外装サイズ標準化協議会 事務局
(株式会社日通総合研究所)

加工食品分野における外装サイズ標準化ガイドラインの公表について

- 物流は、経済活動と国民生活を支える社会インフラであり、その機能を途切れることなく、さらに発展させていくためには物流の効率化は必然となる取り組みである。
- その中で標準化は物流効率化の推進に不可欠な環境整備であり、事業者間の連携・協同による取り組みが重要となる。そのため2020年7月30日に加工食品分野に関わるメーカー、物流会社、卸、小売、業界団体等（構成員等は別紙参照）による「加工食品分野における外装サイズ標準化協議会」（以下「本協議会」）を設置し、4回の協議会での議論を踏まえて「加工食品分野における外装サイズ標準化ガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を策定、このたび第1版を公表した。
- なお、本ガイドラインは協議会事務局でもある公益社団法人日本包装技術協会のホームページ（<https://www.jpi.or.jp/>）で閲覧可能である。

ガイドライン策定の目的

- 本ガイドラインは、2020年3月27日付け「加工食品分野における物流標準化研究会」より発表された「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」（以下、「アクションプラン」）のうち、外装サイズ標準化をより具体化することを目的として策定した。
- 本ガイドラインに基づき、加工食品分野における外装サイズの標準化を進めることでパレット積載効率の向上や共同配送の推進等を促し、メーカー、卸、小売店までの流通業務の省力化と車両積載率の向上や倉庫スペースの有効活用などで環境負荷の低減を目指す。

本ガイドラインの概要

- **本ガイドラインの対象者**
 - 本ガイドラインを活用して外装サイズの標準化に取り組む対象者は下記のとおり。
 - a) 加工食品製造業者 b) 卸・小売業者 c) 物流事業者（倉庫事業者・トラック運送事業者）
- **ガイドラインの対象者が使用するパレットの平面サイズ**
 - 本ガイドラインは、**1100×1100mm（T11型）パレットを対象**とする。
- **包装貨物を積み付ける最大平面寸法**
 - 流通過程における湿気や圧縮荷重の影響によって包装貨物が膨れしても1100mmを超えないように**40mmのクリアランスを考慮し、1060mm×1060mm**とする。
- **パレタイズド貨物の全高**
 - **大型トラック荷台に二段積み可能な1300mm以下が望ましい。**
- **外装サイズの標準寸法**
 - 1100mm×1100mmの平面寸法に対して**90%以上の平面積載率**になるように設定、
L×W×H：**265mm×210mm×210mm**を基本とする。
- **外装箱の最大重量**
 - 労働安全衛生法における「満18歳以上の女性の継続作業」の上限値を参考として、**20kg**とする。
- **卸・小売業者におけるパレット単位の発注**
 - 付帯作業の軽減や、複数商品の積み合わせなどにより、10t車満載で輸送可能な輸送ロットの確保などが期待できることから、卸・小売業者との連携による**パレット単位の発注**についても記載

2

外装サイズの標準化によって期待される効果

物流における効果	製造業、流通業の社会的責任における効果	地球環境における効果
<ul style="list-style-type: none"> ・パレット積載率の向上 ・輸送効率の向上 ・保管スペースの有効活用 ・積み合わせ作業時間の短縮 ・荷役作業の効率化 ・破損数削減（品質向上）による食品ロスの削減 ・包装資材のコストダウン（同じ規格の発注が増えるためスケールメリットが創出される） ... 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革（女性や高齢者の働きやすい職場） ・食品ロス削減 ... 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量削減（輸送の効率化による効果等） ・廃棄物削減・プラスチックごみ削減（荷崩れ防止用包装資材の使用量削減による効果等） ・食品ロス削減 ...

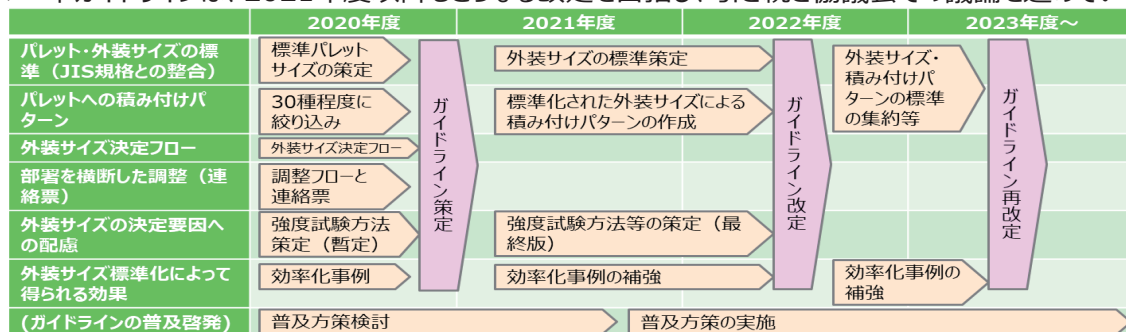
本ガイドラインの位置づけについて

- 本協議会は、本ガイドラインの策定を通じて、物流を考慮しつつ標準化された製品外装サイズ設計の考え方を加工食品メーカーが実践するための具体的な改善方法を提供することを主眼としている。
- 本ガイドラインの策定により、アクションプランをより具体化するためのモデルケースを提示することで、結果として多くの加工食品メーカー様が本ガイドラインの主旨に賛同し、標準化につながる取り組みを進めたいと考えている。ただし、導入判断については、各社の自発的な発議に委ねるガイドラインを想定しており、事業者間の取引条件に反映するような拘束力は想定していない。

3

今後のスケジュール等

➤ 本ガイドラインは、2021年度以降もさらなる改定を目指し、引き続き協議会での議論を進めていく。



➤ 本協議会の設置目的に鑑み、多くの加工食品メーカー様にガイドラインの普及を図る観点から、構成員等については特定企業に限定されるものではなく、協議会にご関心を頂いた企業様は事務局へご連絡いただきたい。

「加工食品分野における外装サイズ標準化協議会」について

- 構成員（企業・団体名 50 音順）
味の素株式会社、F-LINE株式会社、株式会社キューソー流通システム、キューピー株式会社、株式会社セブン&アイホールディングス、株式会社シジシージャパン、一般社団法人日本加工食品卸協会流通経済大学
- オブザーバー
国土交通省総合政策局物流政策課、国土交通省自動車局貨物課、農林水産省食料産業局食品流通課、農林水産省食料産業局食品製造課、経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
- 事務局 株式会社日通総合研究所、公益社団法人日本包装技術協会